

児童手当の多子加算に係る手続きについて

児童手当における第3子以降（月額30,000円）のカウント対象には、大学生年代（19～22歳年度末まで）のお子さまも含まれる場合があります。対象となるには要件がありますので、詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。なお、該当される方は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を毎年6月に提出する必要があります。ただし、学生の場合は卒業年月日まで提出不要です。



▲たけおポータル

詳しくは **こども家庭課 給付係 ☎0954-23-9216**

入院時の食費等の負担額改定

6月1日から、入院時の食事療養標準負担額（食費の自己負担額）と、65歳以上の方が療養病棟に入院したときの生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）の1食あたりの食事代が改定されます。

国民健康保険

70歳未満	対象者の分類		食事療養標準負担額 (1食につき)	
			変更前	変更後
住民税課税世帯 (区分ア、イ、ウ、エ)			510円	550円
	住民税非課税世帯 (区分オ)	90日までの入院	240円	270円
過去1年で90日を超える入院		190円	220円	
70歳～74歳まで	対象者の分類		食事療養標準負担額 (1食につき)	
			変更前	変更後
	住民税課税世帯 (一般、現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)		510円	550円
	住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	90日までの入院	240円	270円
過去1年で90日を超える入院		190円	220円	
非課税世帯(低所得Ⅰ)		110円	130円	

※住民税課税世帯の方で指定難病または小児慢性特定疾病患者は（変更前：300円、変更後：330円）となります

後期高齢者医療

対象者の分類	食事療養標準負担額 (1食につき)	
	変更前	変更後
課税世帯 (現役並み所得Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ)	510円	550円
非課税世帯 (区分Ⅱ)	90日までの入院	240円
	過去1年で90日を超える入院	190円
非課税世帯(区分Ⅰ)	110円	130円

※区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は（変更前：300円、変更後：330円）となります。

詳しくは **健康課 国保年金係 ☎0954-27-7170**
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

子ども・子育て支援金制度が始まりました

今年度から国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金分」が新たに加わります。この制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦支援、育児休業給付の強化など）の財源として、子どもや子育て世代を社会全体で支える仕組みです。課税内容については、6月に送付する「令和8年度 国民健康保険税 納税通知書」をご確認ください。

詳しくは **制度に関すること：健康課 国保年金係 ☎0954-27-7170**
課税内容について：税務課 市民税係 ☎0954-23-9220

後期高齢者医療保険料に関するお知らせ

保険料率は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直されています。また、今年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。消費者物価の伸びなどを考慮し、均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が拡充されます。詳しくは、6月に送付する「後期高齢者医療保険料額決定通知書（裏面）」をご覧ください。

令和8・9年度

<医療分>

$$\text{年間保険料額 (賦課限度額85万円)} = \text{均等割額 (68,700円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等} \times 11.79\%)$$

<子育て支援納付金分>

$$\text{年間保険料額 (賦課限度額2万1千円)} = \text{均等割額 (1,400円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等} \times 0.24\%)$$

詳しくは **健康課 国保年金係 ☎0954-27-7170**
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

訪問健康相談のお知らせ

75歳以上の方を対象に、保健師等の相談員がご自宅を訪問し、健康相談を行います。健康に関することや医療機関の利用方法等について、気になることがあればご相談ください。

※対象者には、案内文書を送付します
※相談は無料です



詳しくは **佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476**